

令和7年度静岡県政デジタル広報誌制作業務 企画提案実施要領

1 事業の目的

本県は、世界文化遺産・富士山をはじめとするさまざまな資源と人材に恵まれた魅力あふれる所である。地域の特性を生かしながら県全体の発展を図っていくことで、「オール静岡で幸福度日本一」の県づくりを進めていることをオピニオンリーダー等に効果的に情報発信する。またオピニオンリーダー自身の発信力を活用し、国内外の多くの人々を惹きつけるとともに、広く県政への理解と参画を促すため、静岡県政デジタル広報誌を発行する。

2 業務名 令和7年度静岡県政デジタル広報誌制作業務

3 委託期間 契約締結日～令和8年3月30日(月)

4 契約限度額 9,541,000 円(税込)

5 応募に係る資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、「広告代理」業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、類似業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 静岡県内に本社又は営業所等の拠点を有する者であること。

エ この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

カ 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の(ア)から(キ)までに該当しないこと。

(ア)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

(イ)個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

- (ウ)法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- (エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 業務の内容及び求める水準

ア 業務の内容(別添「令和7年度静岡県政デジタル広報誌制作業務 仕様書」のとおり)

(ア)静岡県政デジタル広報誌の制作

- ・取材、WEB原稿作成
- ・WEBページレイアウト、デザイン作成
- ・オリジナル写真の撮影、写真確保(買い取り等)、グラフ、イラスト等の制作
- ・WEBページの公開作業(「ふじのくにメディアチャンネル」内)
- ・オリジナル写真やグラフ・イラスト等の整理、データ提出

(イ)頻度

- ・発行回数は年6回、発行月は6月下旬・8月下旬・10月下旬・12月下旬・2月・3月とする
 - ・発行本数は年間で県政12本以上とし、各回県政2本以上を目安とする
- ※年6回、県政12本以上は確保することを条件とし、各発行月および本数は柔軟に設定できることとする

(ウ)意見募集にかかる作業

- ・WEBやSNS等を活用した効果的かつアクセシビリティに配慮した方法により意見募集を行う
- ・読者の興味を引き、意見回答を促す手段を講じる
- ・プレゼントの選定購入、当選者への発送、発送完了の確認を行う

(エ)電子版による発信

- ・WEBで閲覧する読者のため、様々なデバイス(スマートフォンやタブレット等)に対応すること
- ・オピニオンリーダーの閲覧を促すような手法を取り入れること
- ・従来の静岡県総合情報誌「ふじのくに」の読者をスムーズにデジタル広報誌へ誘導し、新規読者の獲得を図るための効果的な周知方法を取り入れること

イ 求める水準

- ・県が示す事業目的及びコンテンツのテーマに沿った企画内容である

- ・読者層を意識した、見やすい WEB デザインである
- ・記事は、客観的な視点により、読みやすく読み応えのある内容である
- ・意見募集は、より多くの読者から意見を聴取でき、効果分析につながる方法である
- ・様々なデバイス(スマートフォンやタブレット等)を利用する読者の可読性を向上させるものである

7 応募方法

ア 参加申込

企画提案への参加を希望する者は、参加資格確認申請書(仕様書様式第1号)及び宣誓書(仕様書様式第2号)を提出すること

提出期限:令和7年4月7日(月)正午必着

提出先:広聴広報課(持参又は郵送)

※後日、参加資格確認通知を送付する

イ 質問

質問はメールにて受け付ける

受付期間:令和7年3月31日(月)正午

送付先:「12 担当部局・問合せ先」にメールを送付。併せて、その旨を電話で連絡すること

回答方法:令和7年4月4日(金)までに静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)に掲載する

ウ 企画提案書の提出

提出期限:令和7年4月16日(水)午後5時

提出先:広聴広報課(メール及び持参又は郵送)

エ プレゼンテーション(企画提案審査)

日時:4月中下旬(開催日時は、企画提案参加者に追って連絡する)

場所:静岡県庁内会議室(予定)

内容:提案内容説明20分、質疑応答 20分

8 提出書類と選定基準

ア 提出書類(詳細は別紙1参照)

(ア)企画(提案)書【様式任意、5部及び PDF データ】

- ・広報誌の名称案、全体コンセプト、コーナータイトル案、テーマごとの年間コンテンツ案、読者からの意見募集案、電子版による発信案、その他自由提案等

(イ)見積書【様式任意、1部及び PDF データ】

(ウ)業務内容、業務体制など会社の概要を記載した書類【様式任意、5部及び PDF データ】

(エ)その他広聴広報課が必要とする書類【様式任意、5部及び PDF データ】

- ・WEB ページデザイン見本(トップページ、目次、記事(テーマは県が指定))(1号分)

イ 選定基準

(ア)企画性

◎企画(提案)書

- ・期待する企画が表現されているか(事業目的に合致した内容となっているか)
- ・自由提案は総合計画の重点施策を踏まえた内容で、かつ静岡県政デジタル広報誌のコンセプトに合致した内容であるか
- ・実現可能性は担保されているか(提示したテーマを表現できるコンテンツとなっているか)
- ・差別化、独自性はあるか
- ・県政施策をわかりやすく表現しているか
- ・読者が興味を持つ内容になっているか
- ・読者層(オピニオンリーダー)を意識しているか
- ・意見募集案は、多くの読者から意見を聴取できる仕組みとなっているか
- ・プレゼント案は、読者にとって応募したくなる魅力的な内容となっているか
- ・WEB ページは、読者が容易に閲覧できる仕組みとなっているか
- ・発信はオピニオンリーダーに届ける手法を用いているか

◎デザイン見本

○トップページ、目次、記事(テーマは県が指定)(1号分)

- ・事業目的に合致し、読者が興味を持つデザインか
- ・見やすいレイアウトか
- ・客観的な視点により、読みやすく読み応えのある記事か

(イ)業務遂行能力

- ・体制、スタッフ等企画を達成しうるか
- ・信頼しうる実績は認められるか
- ・その他提案された内容を遂行できる能力があるか

(ウ)その他配慮点

- ・新規性、継続性はあるか等
- ・社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組)はあるか等

9 選定及び契約

ア 「静岡県広聴広報課企画提案選考要領」に基づき委員会を設置し、その決定によるものとする。

イ 県は選定された契約候補者と契約の交渉を行い、提案上限額の範囲内において契約する。

10 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

ア 選定結果は、企画提案審査委員会翌営業日に企画案提案者にメールで通知する。

イ 選定結果に対する説明を希望する旨の意思表示があった場合には、来庁面会により説明する。日時については別途通知する。

11 その他

- ア この企画提案に参加するために要した費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出された書類は、県庁内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある。
- エ 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。

12 担当部局・問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 広聴広報課

メール:pr@pref.shizuoka.lg.jp

電話:054-221-2231 FAX:054-254-4032

【参考】

選考方法

①選考委員ごと下記項目を点数評価し、その合計を集計する。

審査項目	採点	コメント
企画性	／10	
業務遂行能力	／10	
その他配慮すべき点	／10	
合計	／30	

②選考委員会において、各選考委員の評価点数を元に協議し、採用業者を決定する。
(議事は非公開で行う)